

添付書類

下記変更理由によって添付書類が異なります。

1. 売買による所有者変更

- ・新旧所有者印鑑証明書 各1通（コピー可）
- ・契約書コピー

法人の場合は、必ず添付してください。

2. 相続による所有者変更

- ・遺産分割協議書または遺産協議書 1通（コピー可）
- ・相続人全員の印鑑証明書 各1通（コピー可）

遺産分割協議書に添付されていれば、別途で印鑑証明書を提出していただく必要はありません。

3. 贈与による所有者変更

- ・上記1の場合と同じ

4. その他による所有者変更

- ・変更となる原因のわかる書類

注意事項

1. 新旧所有者の印鑑は実印（添付書類と同じもの）にて押印してください。

※相続の場合は、旧所有者の押印は必要ありません。

2. 連絡先は平日昼間に連絡がつくものを記入してください。

3. 賦課期日（1月1日）までに提出していただければ翌年度より新所有者の方に課税されますが、賦課期日より後（1月2日～3月31日）に提出していただいた時は提出日の翌々年度より新所有者の方に課税されます。